

聖籠町告示第六十一号

聖籠町特別融資制度推進会議設置要領及び聖籠町農地集積協力金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年七月一日

聖籠町長 渡 邊 廣 吉

聖籠町特別融資制度推進会議設置要領及び聖籠町農地集積協力金交付要綱の一部を改正する告示

(聖籠町特別融資制度推進会議設置要領の一部改正)

第一条 聖籠町特別融資制度推進会議設置要領(平成二十年聖籠町告示第三十五号)の一部を次のように改正する。  
第四条第五項第二号中「戸別所得補償経営安定推進事業実施要綱」を「人・農地問題解決推進事業実施要綱」に改める。

(聖籠町農地集積協力金交付要綱の一部改正)

第二条 聖籠町農地集積協力金交付要綱(平成二十五年聖籠町告示第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「戸別所得補償経営安定推進事業実施要綱」を「人・農地問題解決推進事業実施要綱」に改める。  
別記様式中「戸別所得補償経営安定推進事業実施要綱」を「人・農地問題解決推進事業実施要綱」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。